

師崎商工会創立60周年記念事業 食事・宿泊券事業実施要項

師崎商工会管内において、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少している世帯に対する消費を喚起するとともに、売上低下による経営悪化の危機に直面する飲食店及び宿泊事業者を支援するため、商工会創立 60 周年記念品として食事・宿泊券を会員に配布することにより、地域の消費意欲の向上を図るとともに、当商工会管内の飲食店及び宿泊施設の利用を促進することで地域経済の活性化を図ることを目的とする。

1.商品券の概要について

- (1)商品券名称 師崎商工会食事・宿泊券
- (2)発行団体 師崎商工会
- (3)配布期間 令和 2 年 8 月 1 日(土)～令和 2 年 8 月 14 日(金)
- (4)利用期間 令和 2 年 8 月 1 日(土)～令和 3 年 1 月 31 日(日)
*利用期間を過ぎた商品券は無効とする。
- (5)換金期間 令和 2 年 8 月 1 日(土)～令和 3 年 2 月 26 日(金)
*換金期間を過ぎると換金できないものとする。
- (6)発行券 1 冊 10,000 円分の食事・宿泊券を会員に配布
*1,000 円券×10 枚
- (7)配布者は師崎商工会の正会員 但し、商工会の外郭団体である会員は含めない。
- (8)発行総額 505 万円
- (9)つり銭は出さないものとする。
- (10)利用できる店舗 飲食店、旅館・民宿

2.取扱店舗の募集について

(1)応募資格・条件

店舗を有する師崎商工会の正会員で、事業所食品衛生法に基づく飲食業営業の許可又は旅館業法に基づく許可を有し、事業所暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。

(2)申込方法

取扱店登録申込書に所定の事項を記入し、師崎商工会へファックス等により提出し、申し込むものとする。取扱登録料は無料とする。

(3)申込期限

令和 2 年 6 月 9 日(火)から 6 月 30 日(火)まで

申込期限内に申込手続きを完了した事業者については、7 月に配布する利用店チラシに掲載及びホームページに公開する。

(4)換金方法

師崎商工会が指定する金融機関(知多信及び信漁連)窓口にて換金する。

原則として、換金時の振込先指定口座は、知多信の場合は師崎支店、信漁連の場合は師崎・篠島・日間賀島支店の口座とする。それ以外の支店または銀行の口座は要相談とする。

3.応募・問い合わせ先

師崎商工会 TEL:0569-63-0349